

◆ 賞与支払届の提出はお済みですか

「賞与」を支払ったときは、「賞与支払届」の提出が必要です。この届出に基づき「標準賞与額」が決定され、毎月の保険料と同率の保険料を事業主と被保険者が折半して納付することになります。

「賞与」とは・・・

賃金、給料、期末手当などの名称を問わず、被保険者に労働の対償として支払うもののうち、年3回以下で支払うものをいいます。なお、年4回以上支払う同一性質のものについては、「標準報酬月額」の対象となり、「標準報酬月額」の決定・改定の際には「報酬月額」に算入します。

「標準賞与額」とは・・・

被保険者に支払われた「賞与」の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額をいいます。この「標準賞与額」に各保険料率を乗じたものが保険料額となります。健康保険、厚生年金保険にはそれぞれ上限が設定されており、健康保険は年度(4月から翌年3月)ごとの累計で540万円、厚生年金保険は1か月につき150万円となります。

「賞与支払届」の提出は・・・

賞与支払予定月の前月(算定基礎届総括表などにより登録)に、年金事務所から被保険者氏名などを印字した届書または基本情報を収録したCD-RWを送付いたしますので、「賞与」を支払った日から5日以内に「被保険者賞与支払届総括表」とともに、管轄の年金事務所にご提出ください。

◆ 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください！

○毎月、金融機関に出向く必要がないので便利です。

○口座振替手数料のご負担は不要です。

○全国の金融機関がご利用になれます。

⇒銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振替が可能です。

※一部お取り扱いの出来ない金融機関がございます。(ゆうちょ銀行、インターネット専業銀行等)

○毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座からお引き落としします。

※振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替が出来なかった場合は、後日、送付される納付書にて、金融機関等の窓口で納付していただくことになります。

口座振替を希望される場合や、不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

◆ 「国民年金第3号被保険者関係届」の届出人欄の記載について【事務の注意点】

国民年金第3号被保険者関係届については、第3号被保険者本人(サラリーマン等に扶養される配偶者)に届出の義務が課されています。

そのため、健康保険被扶養者(異動)届書と一体化された複写帳票3枚目の標記届書の届出人欄は、第3号被保険者本人の氏名を記入していただきますようお願いいたします。

また、事業主等証明欄の記入、押印漏れについてもご注意願います。